

CEATEC アクセシビリティセミナー2011

「みんなの公共サイト運用モデル」の概要について

総務省 情報流通行政局
情報通信利用促進課
安間 敏雄

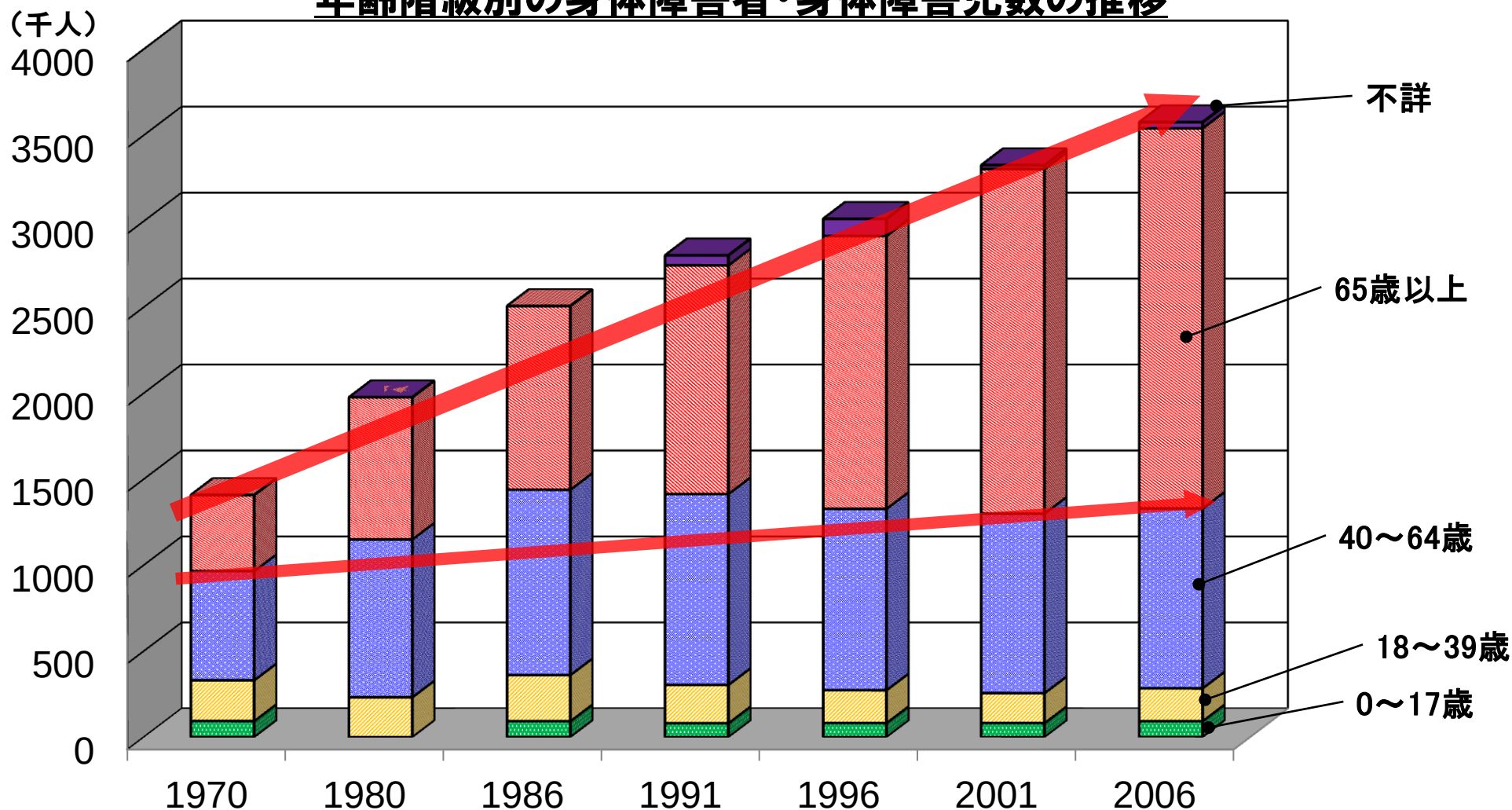
ICT Accessibility and Human Resources Development Division,
Information and Communications Policy Bureau,
Ministry of Internal Affairs and Communications

1. ウェブアクセシビリティの社会的重要性について
2. 公的機関ウェブアクセシビリティの現状
3. 「みんなの公共サイト運用モデル」について

■ 現状：高齢化に伴う障害者数の増加

身体障害者に占める高齢者の割合が大きくなっている(2006年度で60%超)。

年齢階級別の身体障害者・身体障害児数の推移

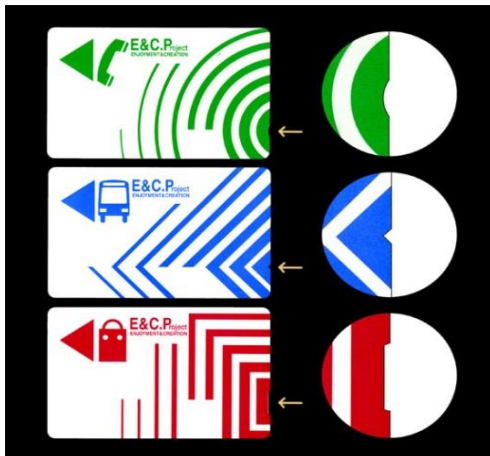


※1980年は、身体障害児(0~17歳)に係る調査は行っていない(出典)厚生労働省「平成18年身体障害児・者実態調査」

■ 高齢者・障害者配慮を促進する取り組み

高齢者や障害者への配慮に係る取り組みを積極的に進めることで、高齢者・障害者にやさしい社会の実現を目指す。

制定されている配慮規格の具体例（触覚により、種類などの判別が可能）



・カードの切り欠き



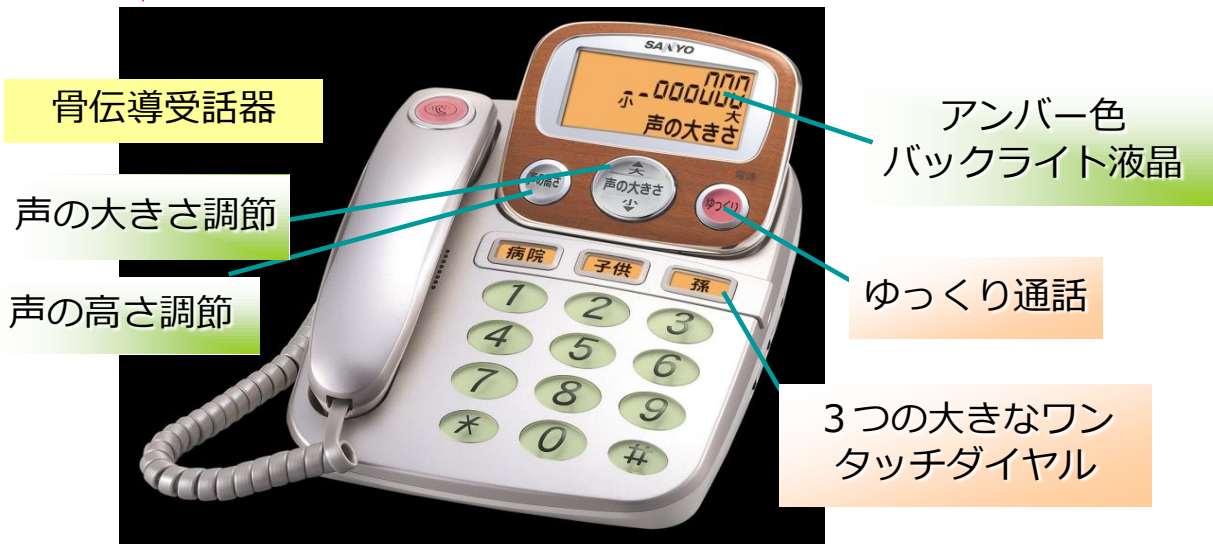
・牛乳パックの切り欠き



・容器触覚記号

高齢者・障害者等配慮設計指針(JIS X 8341s) —情報通信における機器、ソフトウェア及びサービス

- 情報アクセシビリティ全体の共通事項の規格 : (JIS X 8341-1)
- パソコン等の情報機器の規格 : (JIS X 8341-2)
- ウェブアクセシビリティの規格 : (JIS X 8341-3)
- 電話、FAX等の電気通信機器の規格 : (JIS X 8341-4)
- コピー、複合機等事務機器の規格 : (JIS X 8341-5)



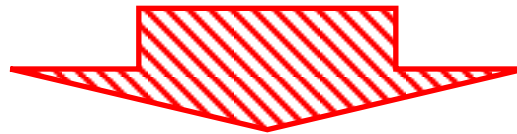
電話機のアクセシビリティ例(X8341-4)



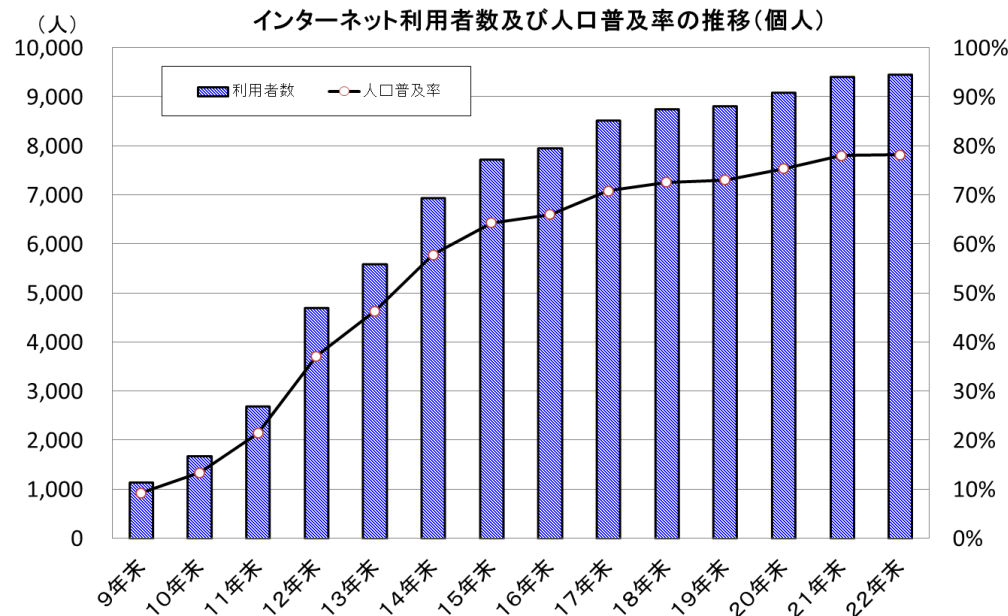
車いすを横付けして操作できる(X8341-5)

ハード面の整備からソフト面の整備へ

今まで高齢者・障害者向けの配慮は、機器や道具の形状、インターフェースなど、**ハード部分**のユニバーサルデザインに配慮が置かれることが多かった。



ハード面での整備が進められる中、**ソフト面での整備の拡充の重要性**が認識されるようになり、ウェブにおいても同様の対応が求められている。



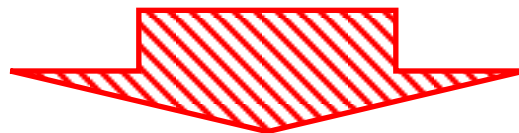
(出典) 総務省「平成22年 通信利用動向調査」(平成23年5月)

■ 情報アクセシビリティの重要性

ICTはもはや我が国、社会において必要不可欠なツールとなっているものの、我が国の高齢化が急速に進む中でデジタルディバイドは依然として存在。



高齢者・障害者のデジタルディバイド解消に向けてはICT利活用の導入を積極的に図る必要があり、**高齢者・障害者のICT利活用を促進**するための支援が必要。



社会基盤としてのインターネットの重要性が高まり、ICTを活用して提供される公共サービスが充実すればするほど、それらのサービスが利用できない場合の不利益も深刻となり、障害者や高齢者も含めたあらゆる人々がそれらのサービスを利用できることが重要な課題となっている。

- 国及び地方公共団体は、法、規格、指針等に基づき、ウェブアクセシビリティへの対応が求められている。

1. 法

- 障害者基本法（情報の利用におけるバリアフリー化等）第二十二条2（平成23年改正）
- 工業標準化法（日本工業規格の尊重）第六十七条

2. 日本工業規格

- JIS X 8341-3:2010「高齢者・障害者等配慮設計指針－情報通信における機器、ソフトウェア及びサービス－第3部：ウェブコンテンツ」

3. JIS等に基づく取組を求める指針等

- 行政情報の電子的提供に関する基本的考え方（指針）
- 新電子自治体推進指針
- コンピュータ製品及びサービスの調達に係る総合評価落札方式の標準ガイド
- 電子政府ユーザビリティガイドライン

情報アクセシビリティJISの開発体系について

1. 基本規格:すべての製品・サービスにかかわる基本となるもの

- ・JIS Z8071 高齢者及び障害のある人々のニーズに対応した規格作成配慮指針 (ISO/IEC ガイド71:2001)

2. 共通規格:共通となる考え方や、機能、技術的要件

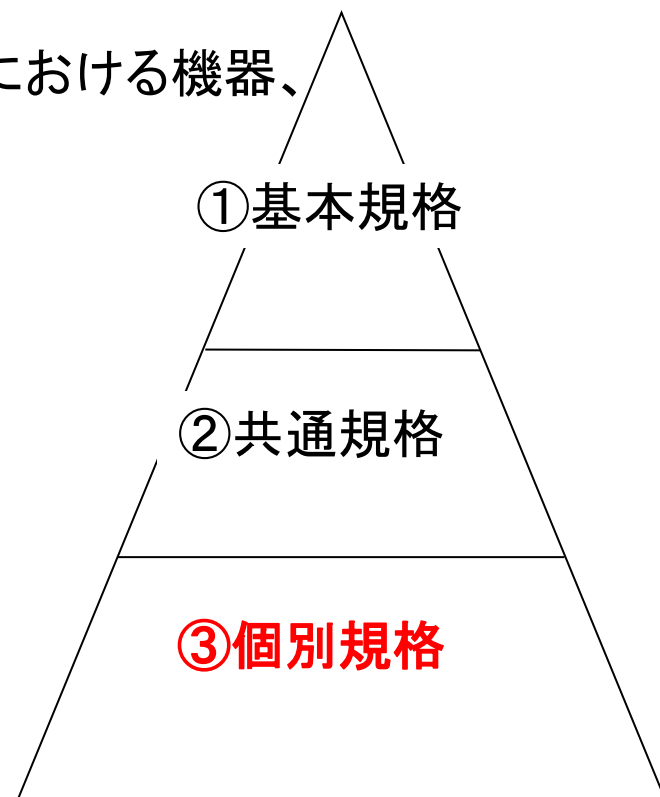
- ・JIS X8341-1 高齢者・障害者等配慮設計指針－情報通信における機器、ソフトウェア及びサービス－第一部:共通指針

3. 個別規格:個々の製品やサービスごとに規定するもの

- ・JIS X8341-2 第二部:情報処理装置

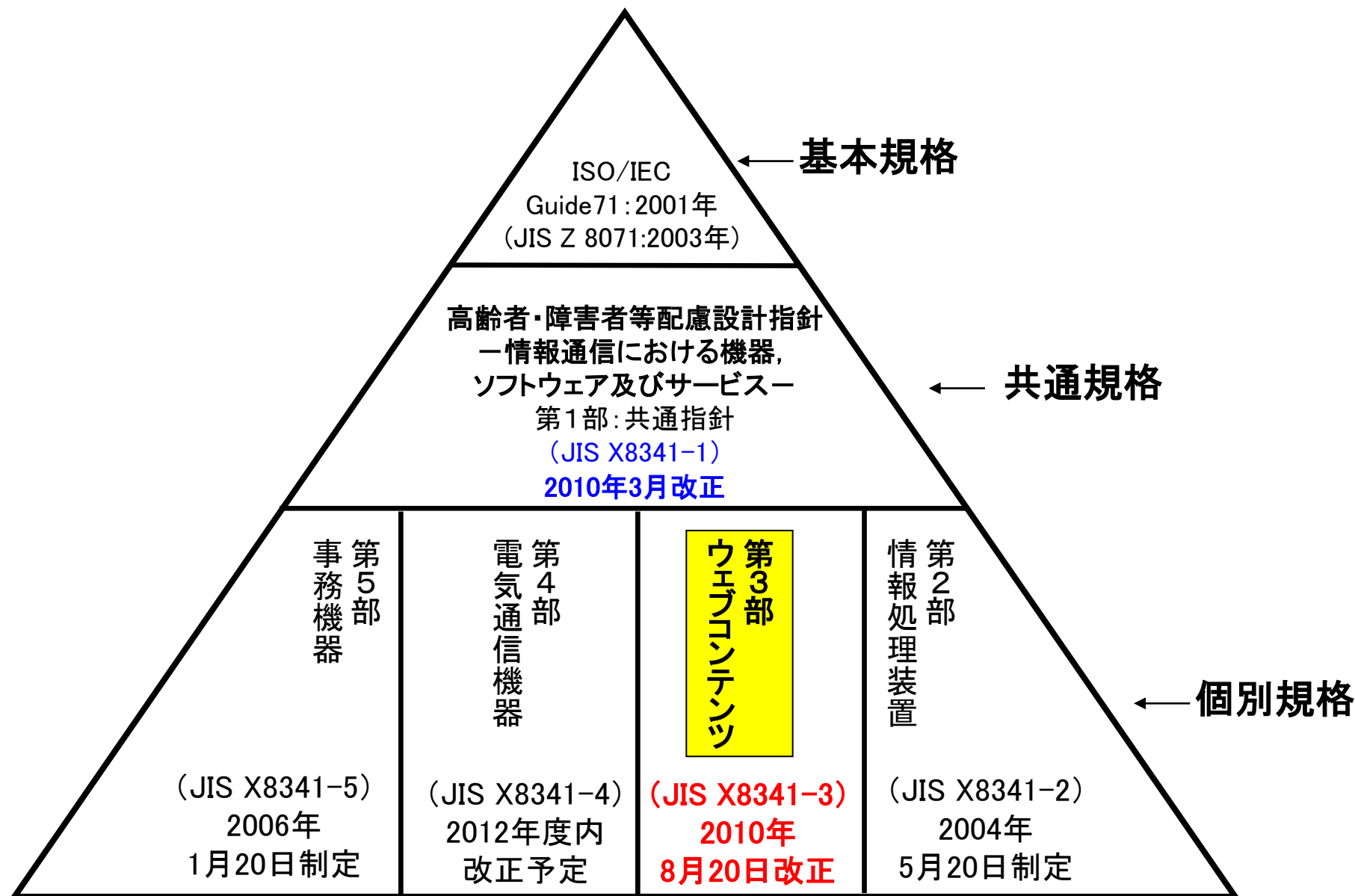
- JIS X 8341-3:2010「高齢者・障害者等配慮設計指針－情報通信における機器, ソフトウェア及びサービス－第3部:ウェブコンテンツ」

※2010年8月に改正された規格



<構造図>

■ ウェブアクセシビリティに関する規格の構造



○JIS X 8341－3：2010の主な特徴

従来のJISはウェブサイトの制作に際して対応すべき項目が**39項目**定められており、これらは

○「…しなければならない」と記載されている「必須項目」

○「…することが望ましい」と記載されている「推奨項目」

に分かれていたが、各団体において、どのように対応する項目を選ぶべきか、具体的な指針はなかった。
また、対応する項目の数や種類などによるレベルも設定がされていなかった。

そこで、改正JISではウェブサイトの制作に際して対応すべき「達成基準」を**61項目に細分化**するとともに、これらの61項目を達成の困難度に合わせて、それぞれ「**A**」、「**AA**」、「**AAA**」と**3段階の達成等級**に分類。これにより各団体は目標とする達成等級を選定した上で、61項目の中から対応する達成基準を選定することが可能となった。 → P28

(例)

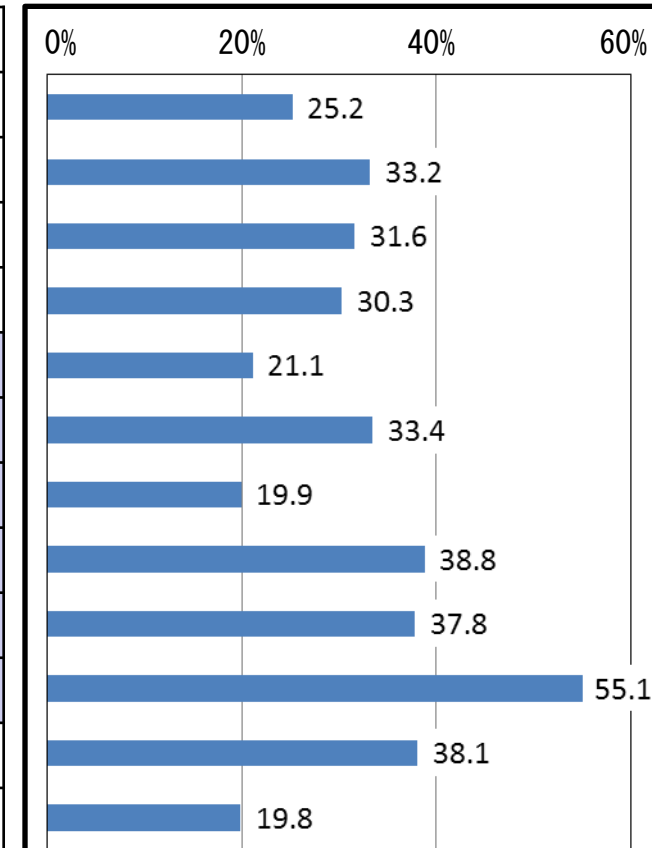
JIS 8341-3:2004個別要件			JIS 8341-3:2010個別要件		
細分箇条	内容	優先度	細分箇条	題目	達成等級
5.6 c)	フォントの色には、背景色などを考慮し見やすい色を指定することが望ましい。	推奨	7.1.4.3	最低限のコントラストに関する達成基準	AA
			7.1.4.6	より十分なコントラストに関する達成基準	AAA

1. ウェブアクセシビリティの社会的重要性について
- 2. 公的機関ウェブアクセシビリティの現状**
3. 「みんなの公共サイト運用モデル」について

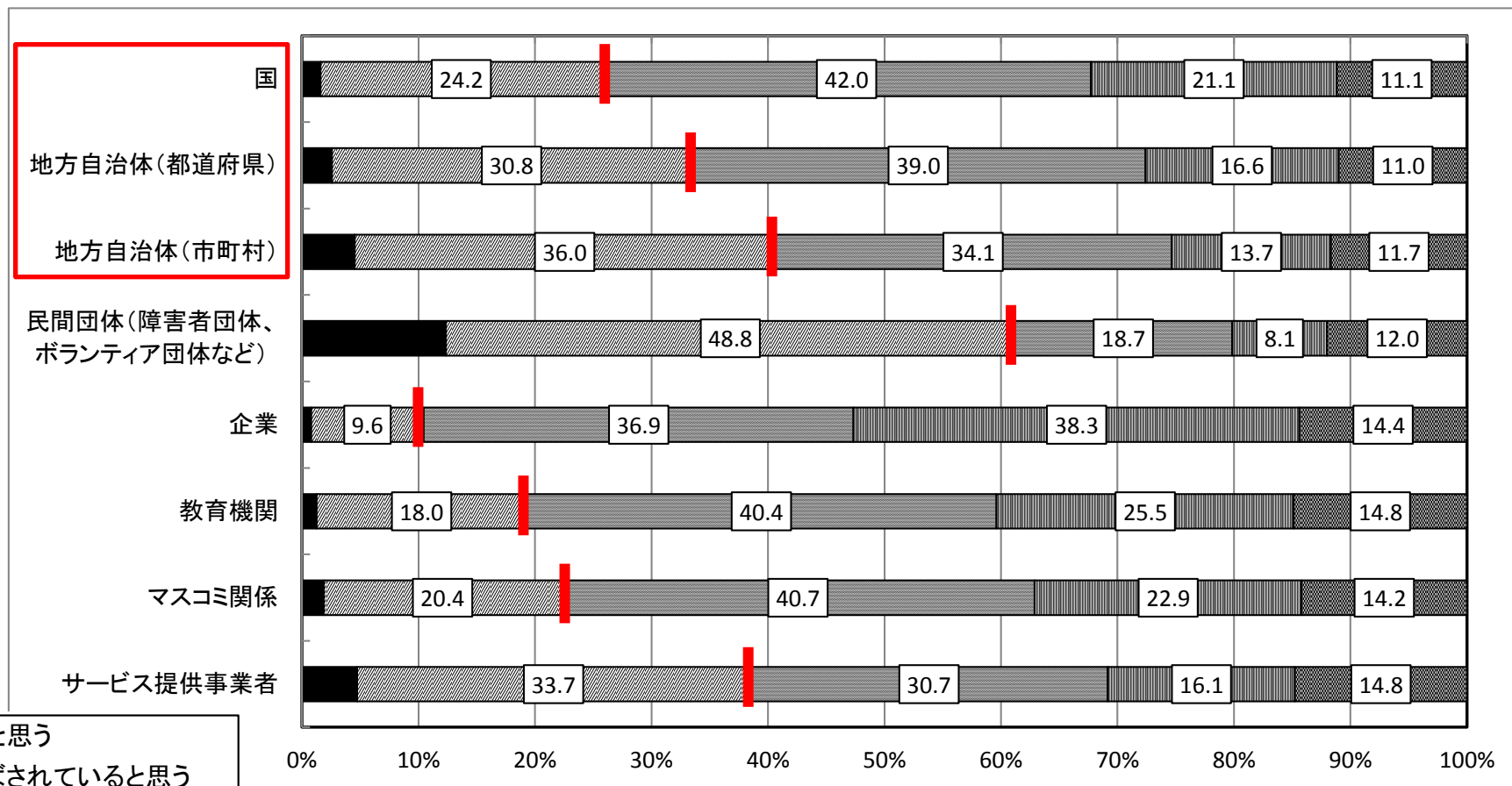
■ 情報バリアフリー化において求められていること

情報バリアフリー化を進めるにあたり、取り組みが求められることは多岐に渡りますが、その中でも、ウェブに関連する分野において求められていることは多い。

選択肢	n	%
各種書類の音声コードの付与	538	25.2
各種書類の点字化、音声化	709	33.2
公共施設等における手話通訳の配置	674	31.6
公共施設等における要約筆記者の配置	647	30.3
各種書類・ホームページへのふりがなの付与	450	21.1
アクセシブルなホームページの作成	713	33.4
インターネット等に文字情報を入れる	424	19.9
問い合わせ先に電話番号、ファックス、メールアドレスなどを併記すること	828	38.8
見やすい書類・ホームページの作成	808	37.8
誰もが分かりやすい内容の書類・ホームページの作成	1,177	55.1
公共施設等の展示案内、音声ガイド等の案内表示の設置	814	38.1
その他	413	19.8



国、地方自治体などの公共機関は、バリアフリー化されていないという回答が、「どちらかと言えばされていない」も合わせると**5割以上**を占めており、より一層の取り組みが求められる。



- 十分されていると思う
- ▨ どちらかと言えばされていると思う
- ▤ どちらかと言えばされていないと思う
- ▧ ほとんどされていないと思う
- 不明・無回答

出典：内閣府「平成21年度障害者施策総合調査」

障害のある人への情報提供について実施主体における情報バリアフリー化

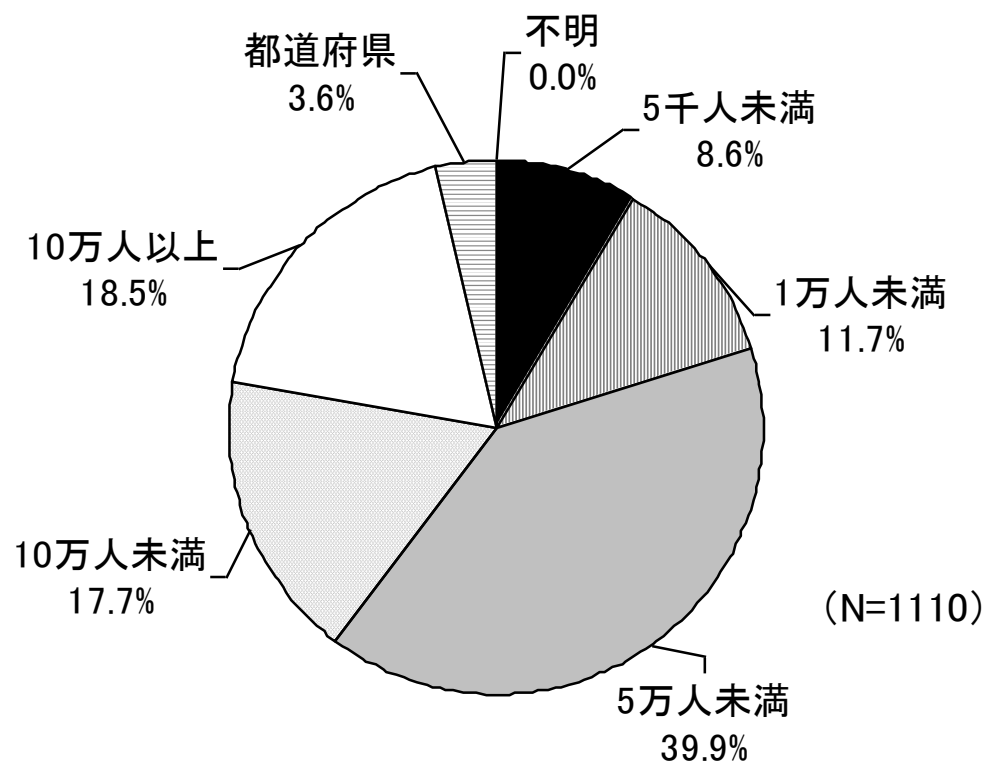
総務省において、平成22年度に「みんなの公共サイト運用モデル」を改定するにあたりアクセシビリティに関するアンケートを実施。

【実施概要】

調査対象：全地方公共団体(計1,797団体)公式HP担当者

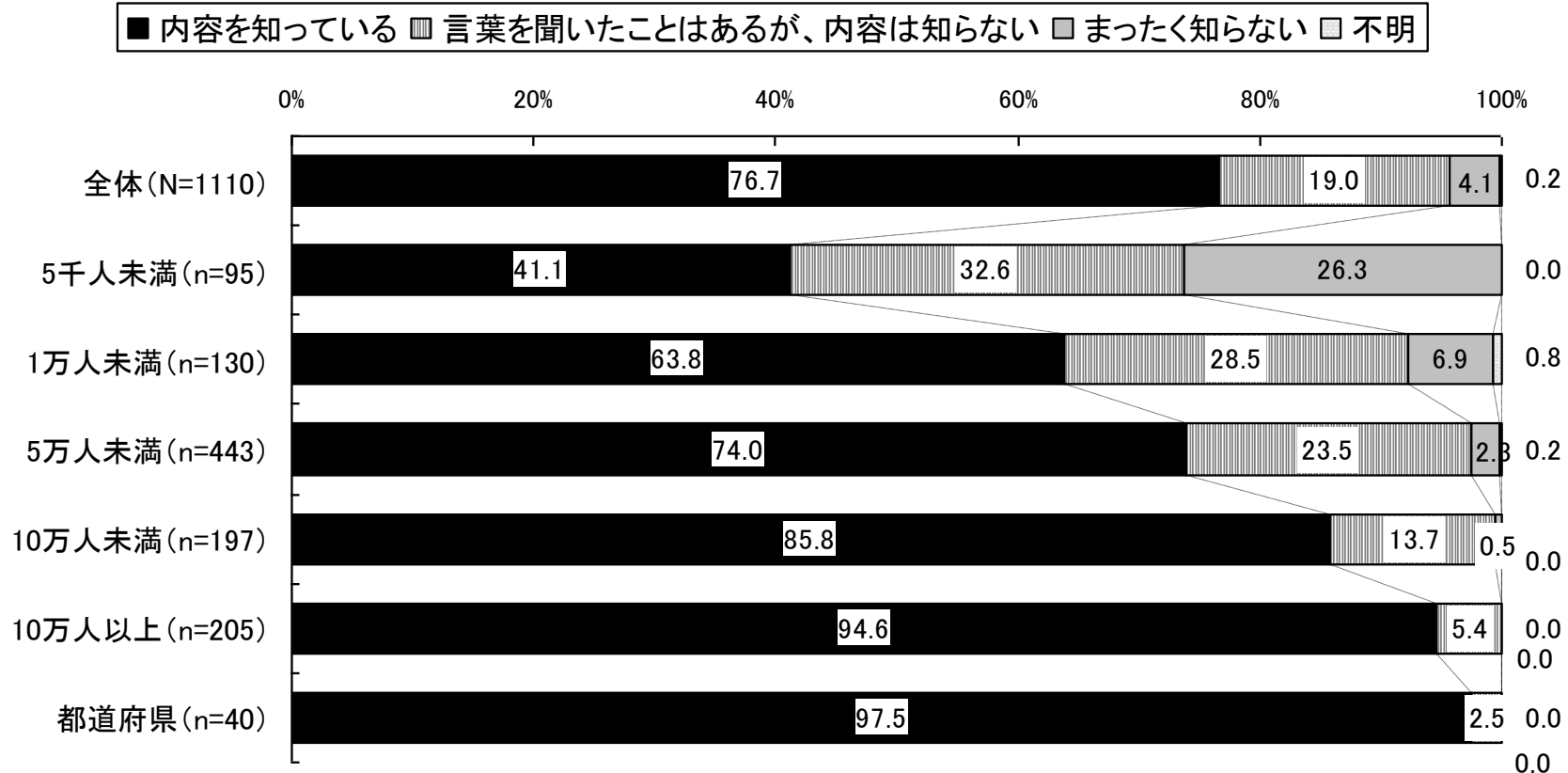
調査期間：平成23年1月24日から2月23日まで

有効回答：1,110サンプル(有効回答率 61.8%)



②ウェブアクセシビリティの認知度

全体でウェブアクセシビリティの「内容を知っている」との回答が76.7%

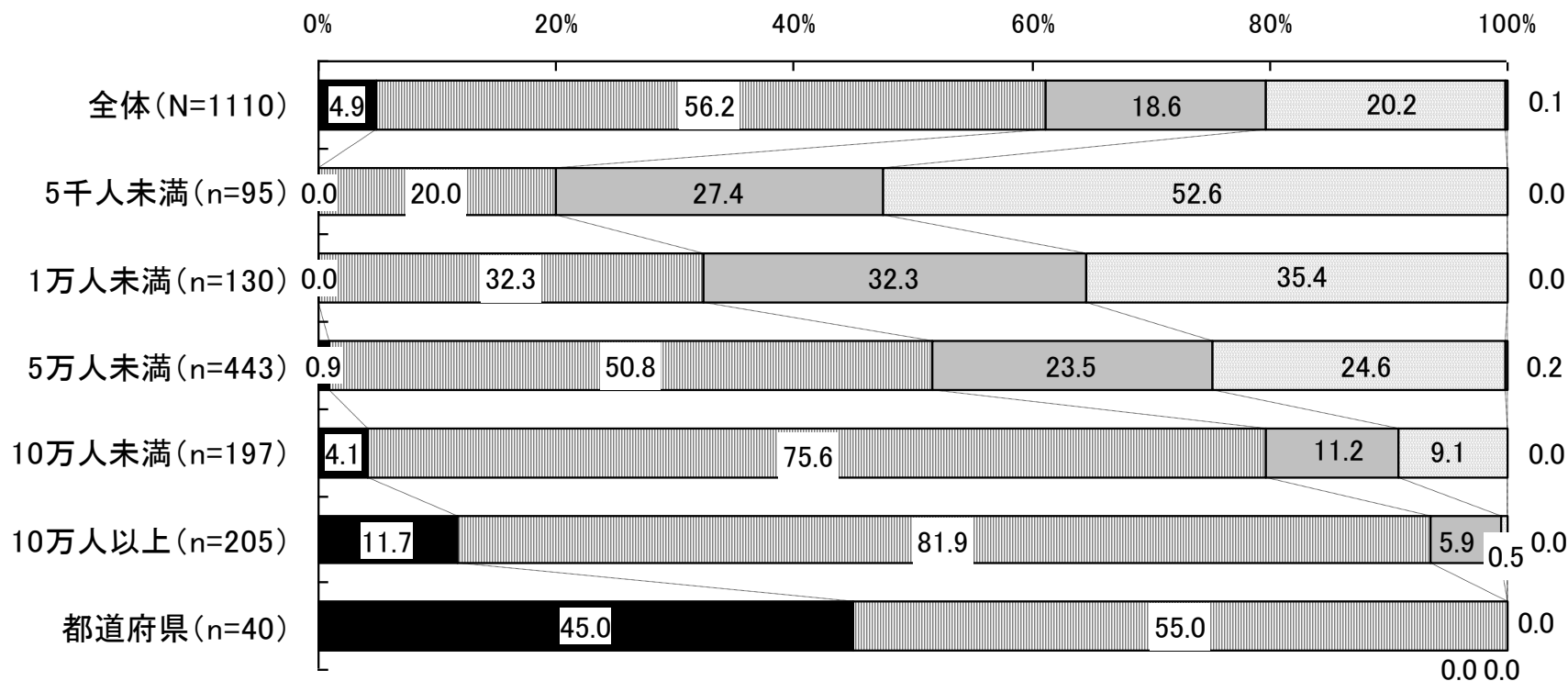


ウェブアクセシビリティへの取り組みは「既に十分に取り組んでいる」との回答が9.3%

③JIS X 8341-3:2010改正の認知度

JIS改正を認知しているとの回答が61.1%

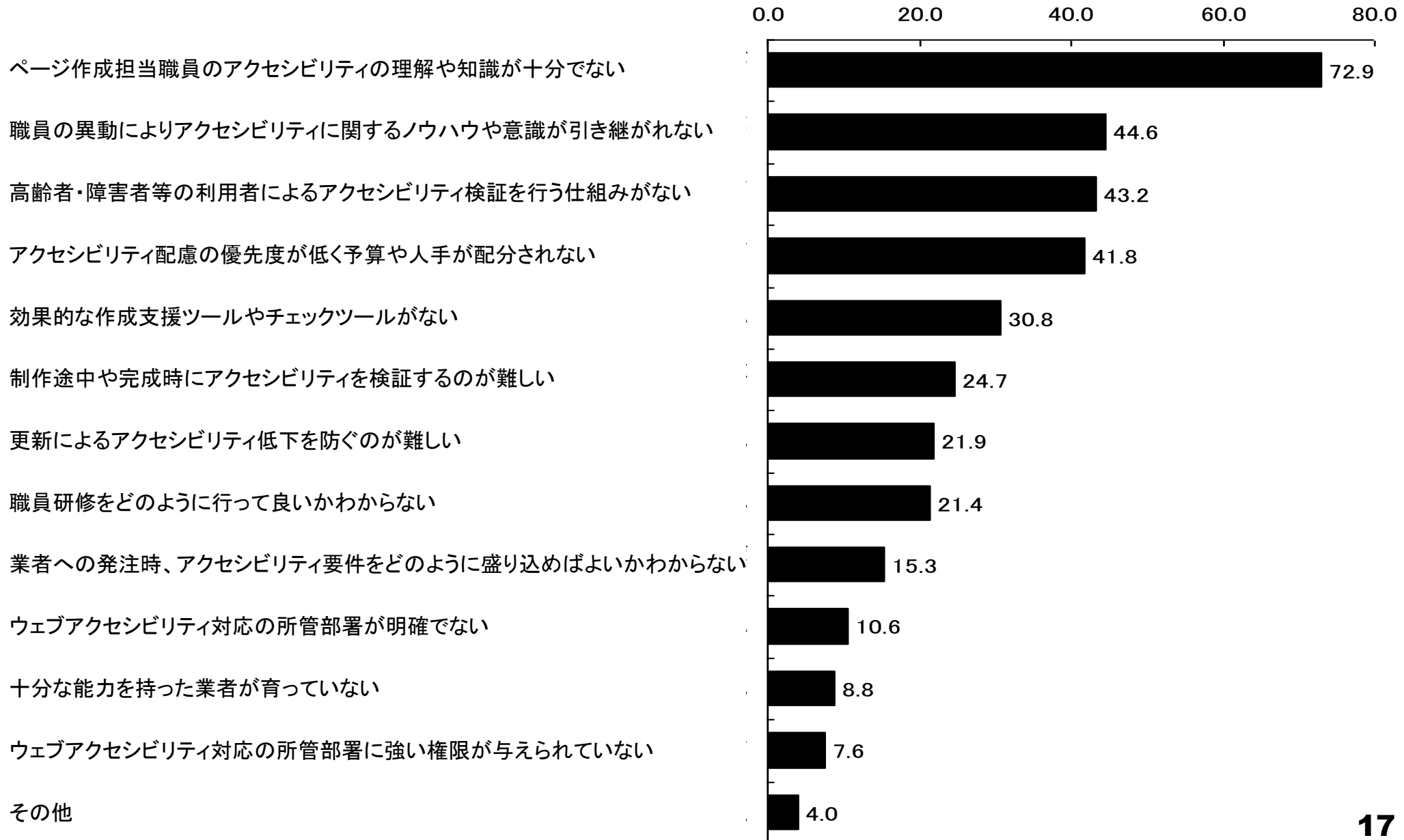
■ 既に規格票を購入した ▨ 改正されたことは知っている □ 改正されたことを知らない
□ JIS X 8341-3そのものを知らない □ 不明



「ウェブアクセシビリティ方針」策定・公開について内容を知っているとの回答が20.1%

④ウェブアクセシビリティ向上の取組を進める上での問題

(%)



背景

○取り組みの推進に向けて

地方公共団体等のウェブアクセシビリティの取り組みを進めるために、課題・問題に対応すべく、参考となる**モデル及び評価ツール**が必要。

○アンケートの結果

JISについて認知したり、改正されたことを認識している団体は多いものの、内容について知っている、十分に取り組んでいる、と答えた団体数は少なく**普及が必要**。



取り組みの促進に向けて

○地方公共団体等での使いやすさに配慮

地方公共団体等がウェブアクセシビリティ向上のために実施すべき取組みを明示する。地方公共団体等の職員が**理解し活用しやすい構成・内容**とする。

○JISの改正を踏まえ、内容の見直し

JIS(X 8341-3:2010)及び関連文書と**連携した内容**とする。

○ウェブアクセシビリティへの取り組みの普及啓発

JISの内容理解、対応が不十分であることから、説明会などを通じ**普及啓発**を行う。

1. ウェブアクセシビリティの社会的重要性について
2. 公的機関ウェブアクセシビリティの現状
- 3. 「みんなの公共サイト運用モデル」について**

高齢者やチャレンジを含む誰もが地方公共団体等のホームページやウェブシステムを利用することができるよう、**規格の策定**（日本工業規格『JIS X8341-3』）や、ホームページ等を作成、運用するための**モデルの改定**を実施。

また、それらを踏まえて、地方公共団体向けのセミナー等を活用し、**普及促進**へ。

2004年～2005年

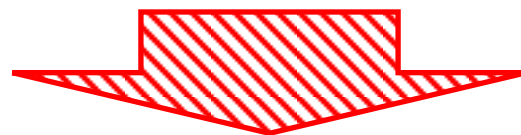
JIS X8341-3の策定

- ・内容が技術的
- ・実現方法等が不明確 等



みんなの公共サイト運用モデルの策定

- ・地方公共団体等で活用できる運用モデル
- ・各種手順書、ワークシート



2010年度

JIS X8341-3の改正

（2010年8月改正）

- ・国際規格(WCAG2.0)と同一基準
- ・技術に依存しない記述



みんなの公共サイト運用モデルの改定

（2010年度改定）

- ・JISの改正を踏まえ、内容の見直し
- ・地方公共団体での使いやすさに配慮

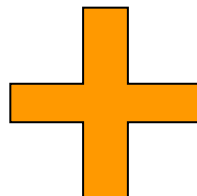
地方公共団体向け
のセミナー等を
活用した普及促進

■ みんなの公共サイト運用モデルとは

- 国及び地方公共団体等の公的機関のホームページ等が、高齢者や障害者を含む誰もが利用できるものとなるよう作成したもの。
- ウェブアクセシビリティ改定に関する日本工業規格(JIS X8341－3:2010)に基づき、国及び地方公共団体等の公的機関が実施すべき取り組み項目と手順を提示。

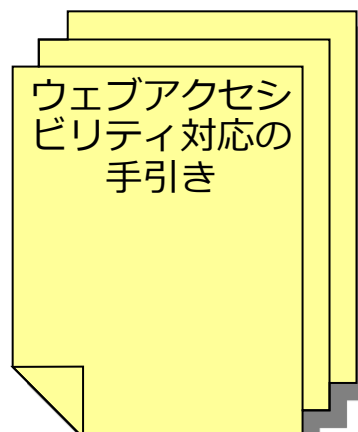
JISにおける課題

- ・ 内容が定性的、抽象的
- ・ 実現方法等が明確にされていない 等



研究会の検討結果

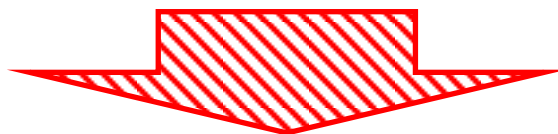
- ・ 具体的な対応項目や、目安の提示
- ・ 各種手順書、



「みんなの公共サイト運用モデル」

総務省では2005年に、ウェブアクセシビリティ維持・向上のための運用モデルである「**みんなの公共サイト運用モデル**」を策定し、地方公共団体等の取り組みの支援を実施。

その後、2010年8月に**日本工業規格(JIS X8341-3)**が改正されたことを踏まえ、地方公共団体を対象とするヒアリング等調査により、ウェブアクセシビリティの取組や「運用モデル」の具体的な活用方法、課題等の調査を行い、その後、研究会においてモデルの改定の為の検討を実施。



- 東洋大学の山田肇教授を座長として検討会を実施
- ウェブアクセシビリティの有識者、チャレンジド関連施策の有識者、地方公共団体ウェブサイト担当者、業界団体担当者、関係省庁担当者などによる研究会を開催
- 2010年9月から半年間でメール等による検討とは別に、計3回の対面の研究会を実施し、本年3月に改定。

1. 必要な取り組みを簡単にまとめた資料(「手引き書」)を提供する

従来のモデルは報告書、手順書集に分かれており合計300ページを超えるもの

→

取り組みの必要性、及び実施すべき取り組み内容を簡潔に解説した30ページ程度の文書(「**手引き書**」)として作成。

2. 全付属資料を見直す

検討の様式や手順の詳細を具体的に示す必要があるものは、内容を見直した上で付属資料を提供。掲載。

3. 実施すべき取り組みを一覧で提示する

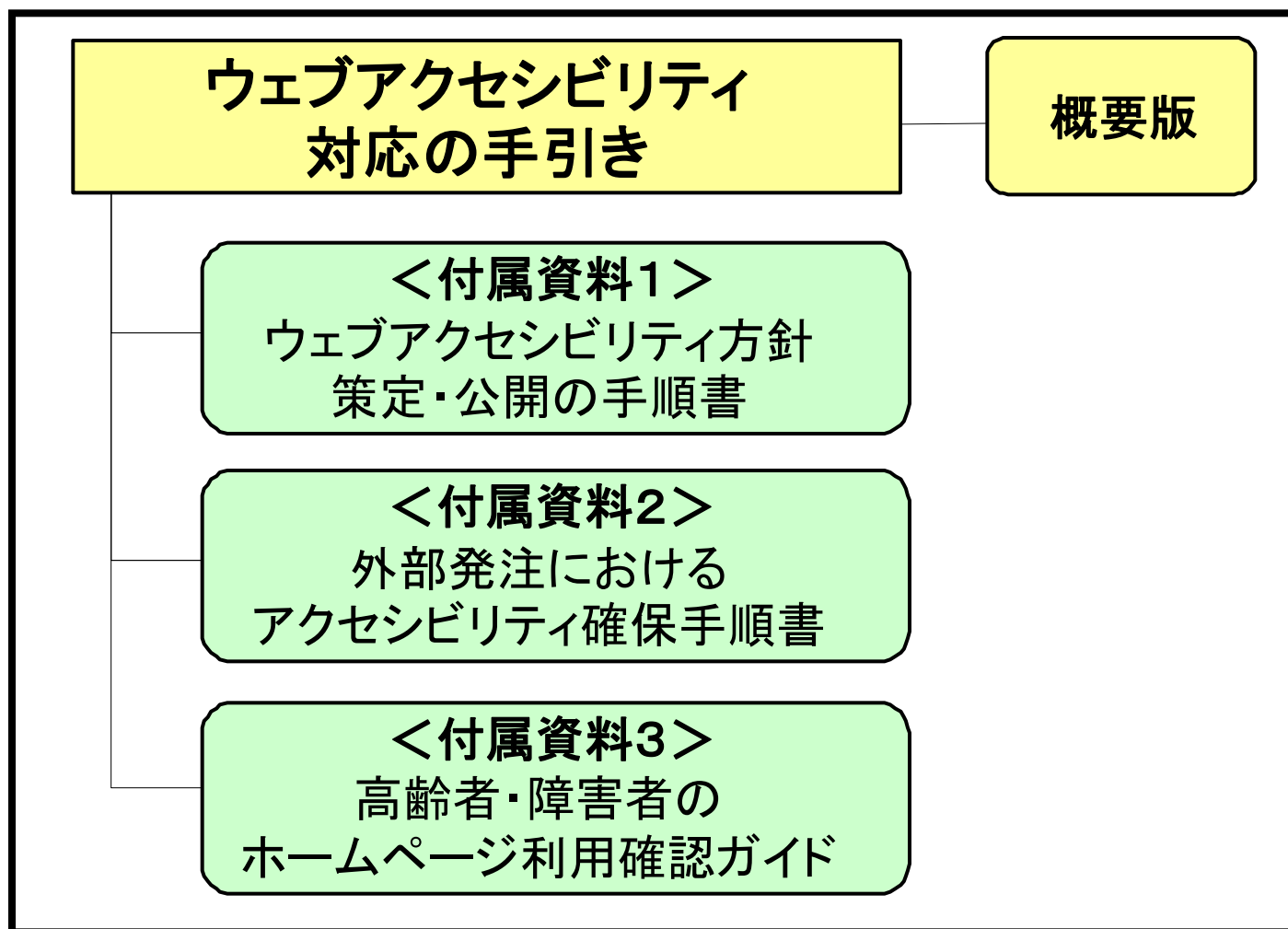
各団体において実施の有無及び評価を行えるようにするため。

4. 取り組みを行う、内容やスケジュールについて、具体的なケースを例示する

達成すべき等級の順序や、スケジュールを含めた対応例を掲載。

■「運用モデル」改定版の構成①

- 改定版の運用モデルの構成は、本体の対応の手引き、概要版、3点の付属資料の構成となっている。



■「運用モデル」改定版の構成②

資料名	概要	主な用途
ウェブアクセシビリティ対応の手引き	取り組みが求められる 背景 、実施すべき 取り組み項目と手順 、関連情報等	業務全体の確認
ウェブアクセシビリティ対応の手引き 概要版	「ウェブアクセシビリティ対応の手引き」の概要版	概要の確認
＜付属資料1＞ ウェブアクセシビリティ方針 策定・公開の手順書	「 ウェブアクセシビリティ方針 」の 策定・公開 の考え方と手順	方針検討
＜付属資料2＞ 外部発注における アクセシビリティ確保手順書	リニューアル外部発注の際の 仕様書 作成、「試験」の実施・公開の考え方と手順	外部発注
＜付属資料3＞ 高齢者・障害者の ホームページ利用確認ガイド	高齢者・障害者によるホームページの利用方法を理解し、確認する方法や、高齢者・障害者にホームページを実際に利用し 評価 してもらう際の手順	利用者の理解

■「運用モデル」改定版の構成③

【2010年度運用モデル改訂版】

ウェブアクセシビリティ対応の手引き

概要版

ウェブアクセシビリティ対応の手引き

付属資料1

ウェブアクセシビリティ方針策定
・公開の手順書

付属資料2

外部発注におけるアクセシビリティ
確保手順書

付属資料3

高齢者・障害者のホームページ
利用確認ガイド

(参考)視聴覚障害者情報
提供施設等一覧

【2005年度版運用モデル】

研究会報告書

1) 基本方針策定ガイド

2) 取組体制構築ガイド

3) 目標・実施計画設定ガイド

3a) 対象調査票(例)

4) ホームページ・リニューアル等実施手順

4a) 基本検討シート

4b) 対応方針回答ガイド

4c) 詳細検討シート

4d) 実施内容確認シート

5) 簡易点検ガイド

5a) 簡易点検結果記入シート

6) 障害者・高齢者による評価手順

6) (参考)視聴覚障害者情報提供施設等一覧

7) 外部からの意見の処理手順

公共団体等においては、作成される**全てのコンテンツ**についてアクセシビリティへの配慮を行うことが求められる。

実際に取り組むにあたっては、各団体において対象となるコンテンツの全体像を把握し、**優先順位を検討**した上で取り組むことが重要。

【取り組み対象の具体例】

1. 最優先で取り組むべき対象
 - 公式ホームページ
 - 団体が運営する関連サイト
 - ウェブシステム（例：電子申請、施設予約、各種情報検索、蔵書検索等）
 - 携帯電話向けサイト
2. その他対応が求められる対象
 - 証明書発行端末等で提供されるウェブコンテンツ
 - CD等の媒体に収録して配布するウェブコンテンツ
 - 団体内で活用するイントラネットのウェブコンテンツ
 - ウェブ技術で作成された業務アプリケーション

- 国及び地方公共団体等の公的機関は、「運用モデル」を参考に、下記を目安にできるだけ速やかに対応することが求められる。

【期限】

＜既に提供しているホームページ等＞

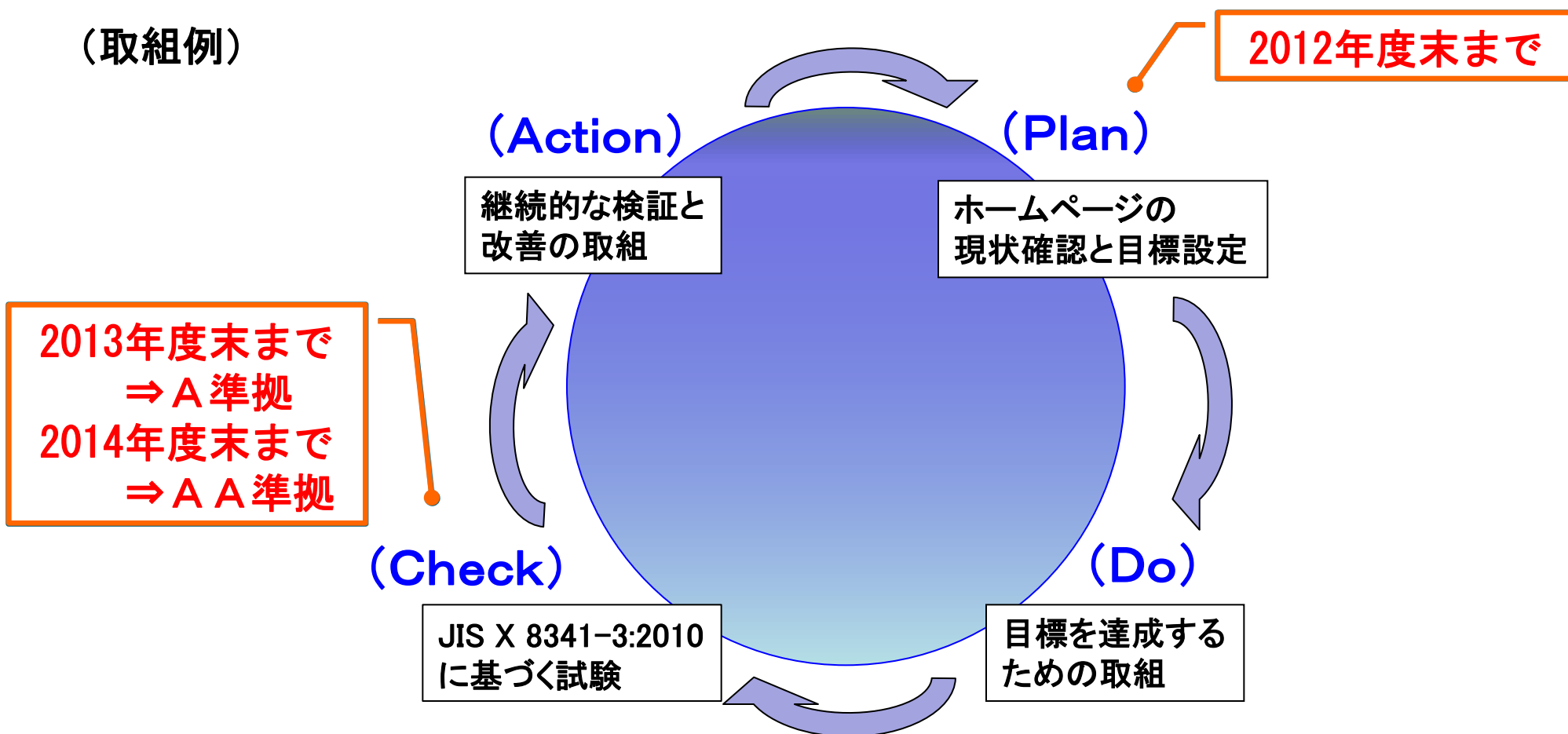
- 2012年度末まで 「ウェブアクセシビリティ方針」**策定・公開**
- 2013年度末まで JISの**等級A**に準拠（試験結果の公開）
- 2014年度末まで JISの**等級AA**に準拠（試験結果の公開）

＜ホームページ等を新規構築する場合＞

- 構築前に 「ウェブアクセシビリティ方針」策定
- 構築時に JISの等級AAに準拠（試験結果の公開）

- 各団体は、PDCAサイクルなどを参考に、継続的にウェブアクセシビリティの確保・維持・向上に取り組むこと。

(取組例)



JIS X8341-3の改正により、ウェブアクセシビリティの配慮に3段階の達成等級が設定されている。**最も優先すべき配慮が等級A**となっており、その上位のレベルとして等級AA、さらに上位のレベルとして等級AAAがある。

61項目の達成基準には、全てこれら達成等級が付けられている。

○等級A : 25項目 (2013年度末までに準拠)

○等級AA : 13項目 (2014年度末までに準拠)

○等級AAA : 23項目

ウェブサイトの目的や、コンテンツの性質上、直ちに対応することが困難な場合でも、可能な箇所より対応し、アクセシビリティの向上のために目標とする達成基準を増やせるよう、継続的な取組みを行うことが重要。

(例)

細分箇条	題目	達成等級
7.1.1.1	非テキストコンテンツに関する達成基準	A
7.1.2.1	収録済みの音声しか含まないメディア及び収録済みの映像しか含まないメディアに関する達成基準	A
7.1.2.2	収録済みの音声コンテンツのキャプションに関する達成基準	A
7.1.2.3	収録済みの映像コンテンツの代替コンテンツ又は音声ガイドに関する達成基準	A
7.1.2.4	ライブの音声コンテンツのキャプションに関する達成基準	AA
7.1.2.5	収録済みの映像コンテンツの音声ガイドに関する達成基準	AA
7.1.2.8	収録済みのメディアの代替コンテンツに関する達成基準	AAA
7.1.2.9	ライブの音声しか含まないコンテンツの代替コンテンツに関する達成基準	AAA

- 機械的に検証可能な項目を自動的に評価し、また人による判断が必要な項目についても、その箇所を示したり、視覚化
- 検証時の作業を簡略化、省略し、確認作業の簡易化ウェブアクセシビリティへの取り組みを支援

評価ツールの特徴

- 問題がある箇所を自動的に特定し、提示
- 問題がある可能性が高い箇所、問題かどうかを人が判断すべき箇所を特定し提示
- 音声読み上げソフトによる読み上げ順などを可視化
- 問題箇所に該当するJIS の関連情報へのリンクを提供

評価ツールの利用例

- 日常のページ作成における問題の有無の確認
- 公開されているページの問題の有無の確認
- リニューアルのプロジェクトの評価
- JIS X 8341-3:2010に基づく試験

ヒアリング、アンケート調査等においてJISの内容の理解や、取り組み状況については十分ではないという回答が多い傾向があった。

この度改定されたモデル、新たに作成された評価ツールに関して、国による普及啓発を行うことが重要。

普及啓発に向けた取り組み

- 全国の地方公共団体へモデルとツールをCD－Rにて配布
- 総務省のHPにてダウンロード可能としている。
- 全国の総通局単位でのアクセシビリティに関する説明を行ない、普及活動への取り組みを推進



ご清聴ありがとうございました